奈良県訓令第一号

各部課室
各出先機関

奈良県副知事の担任事務に関する規程を次のとおり定め、平成二十三年七月十二日から施行する。

なお、奈良県副知事の担任事務に関する規程（平成二十一年三月奈良県訓令第十六号）は、平成二十三年七月十一日限り廃止する。

平成二十三月七月十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県副知事の担任事務に関する規程

副知事の担任事務は、次のとおりとする。

副知事　奥田喜則の担任事務

一　総務部、くらし創造部、産業・雇用振興部、農林部及び会計局に関すること。

二　行政委員会（選挙管理委員会及び収用委員会を除く。）との連絡調整に関すること。

副知事　稲山一八の担任事務

一　地域振興部、健康福祉部、医療政策部、土木部及び水道局に関すること。

二　行政委員会のうち選挙管理委員会及び収用委員会との連絡調整に関すること。